



広島 AI プロセス G7 デジタル・技術閣僚声明 (2023年 12月 1日)

1. 我々 G7 デジタル・技術担当大臣並びに知識パートナーである経済協力開発機構 (OECD) 及び AI に関するグローバル・パートナーシップ (GPAI) は、2023 年 12 月 1 日にオンラインで会合を開催し、G7 首脳により設立された 広島 AI プロセスの一環として、AI ライフサイクル全体を通じた機会と課題の検討に焦点を当て、高度な人工知能 (AI) システムに関する議論を継続・発展させた。
2. 我々は、日本の G7 議長国下での広島 AI プロセスの作業の集大成として、「広島 AI プロセス包括的政策枠組み」(以下「包括的政策枠組み」という。別添参照。)を承認する。日本の G7 議長国下での広島 AI プロセスの成果は、高度な AI システムが我々の社会や経済に与える影響に対処するための指針及び行動規範からなる初の国際的枠組みがとりまとめられたことを意味する。これは、民主主義国家が、先進的な AI システムの開発を我々が共有する価値観に合致させつつ、責任あるイノベーションと新興技術のガバナンスをリードするために、迅速に行動することができることを示すものである。我々は、AI ライフサイクル全体を通じた主体に対して「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」(以下「国際指針」という。附属書 1 参照。)に適宜従うことを奨励し、特に、高度な AI システムを開発する組織に対して「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」(以下「国際行動規範」という。)の履行にコミットすることを求める。
3. 我々は、AI ガバナンスに関する国際的な議論及び AI ガバナンスの枠組み間の相互運用性の重要性を引き続き強調する一方、信頼できる AI という共通のビジョンと目標を達成するためのアプローチと政策手段は、G7 メンバー間で異なる場合があることを認識している。

I. 広島 AI プロセス包括的政策枠組み

4. 包括的政策枠組みは、(1) 生成 AI に関する G7 の共通理解に向けた OECD レポート (以下「OECD レポート」という。)、(2) 国際指針、(3) 国際行動規範、(4) AI に関するプロジェクトベースの協力を含む包括的な要素を提示するものである。
5. 我々は、これらの要素が補完的なものであり、G7 を通じて、また、それぞれの国において、将来の潜在的な AI に関する取組の重要な基礎となるものと認識する。
6. 我々は、国際指針及び国際行動規範の履行を継続的に促進し、また、それらが目的に適合しこの急速に進化する技術に対応し続けることを確保するため、継続中



の包摂的なマルチステークホルダー協議を含めて、必要に応じてそれらを見直し更新し続ける。国際指針と国際行動規範は、相互に補完的であり、密接に関連している。

7. 我々は、OECDレポートが、国際指針及び国際行動規範に関する議論のインプットとして重要な役割を果たしたことを認識する。我々は、協議に参加した世界中の多くのステークホルダー関係者に感謝するとともに、G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の生成 AI に関する声明を歓迎する。

II. 広島 AI プロセスを前進させるための作業計画

8. 我々は、来年のイタリアの G7 議長国の下、AI に関する取組を以下の内容に沿って継続する予定である。
 - ① 国際指針及び国際行動規範への支持を広げるために、国際フォーラム等での機会を活用して、パートナー政府へのアウトリーチを拡大する。
 - ② AI 関係者に国際指針の遵守を促し、高度な AI システムを開発する組織に国際行動規範の履行にコミットするよう求める取り組みを強化する。OECD や他のステークホルダーと協議し、これらの組織がこれらの行動の履行について説明責任を果たせるよう、モニタリングツール及びメカニズムを導入するための提案を策定する。
 - ③ 「グローバル・チャレンジ」やその他の潜在的な機会を通じて、OECD、GPAI、国連教育科学文化機関(UNESCO)とのプロジェクトベースの協力を継続し、偽情報、透明性の課題、生成 AI に関連するその他の課題に対抗するための方策や実践を探求する。
9. 我々は、関連国の政策動向及び国際行動規範にコミットする組織のリストに関する最新情報を提供するために、広島 AI プロセスの専用ウェブサイトを立ち上げる予定である。
10. 我々は、特にマルチステークホルダーコミュニティとの対話を促進することにより、広島 AI プロセスの成果を推進することを約束する。我々は、OECD に対して、信頼できる AI やリスク管理の実践に関する OECD の作業等の既存の AI の取組みにおいて広島 AI プロセスの成果を考慮することを奨励する。
11. 我々は、OECD、GPAI、国連を含め、高度な AI システムに関する我々のビジョンを推進するため、多国間の場における協調と協力を強化することにより、広島 AI プロセスを更に前進させることを目指す。
12. 我々は、イタリア議長国の下で引き続き協力していくことを期待している。

(別添)

広島 AI プロセス包括的政策枠組み

1. 「広島 AI プロセス包括的政策枠組み」は、安全、安心、信頼できる AI を世界に普及させることを目的としている。この包括的政策枠組みには複数の要素が含まれており、その一部はすでに公表されている。2023 年 10 月 30 日に公表された「広島 AI プロセスに関する G7 首脳声明」の一部として、G7 首脳は「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針¹」と「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範²」を歓迎した。また、2023 年 9 月 7 日に公表された「広島 AI プロセスに関する G7 デジタル・技術閣僚声明」の一部として、広島 AI プロセス作業部会からのインプットに基づき OECD 事務局が作成した「生成 AI に関する G7 の共通理解に向けた OECD レポート」³を歓迎した。本日の G7 デジタル・技術閣僚声明は、包括的政策枠組みの新たな要素である「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」及び「プロジェクトベースの協力」を導入するものである。この包括的政策枠組みの全ての要素は、相互に補完的であり、密接に関連している。

I. 生成 AI に関する G7 の共通理解に向けた OECD レポート

2. 生成 AI に関する G7 の共通理解に向けた OECD レポートは、G7 メンバーのインプットに基づき OECD 事務局が作成したものであり、一連のリスクと機会を、優先的な事項として、また、G7 共通の理解及び生成 AI に関する共同作業を含む将来の行動に関する検討の基礎として特定した。

II. 全ての AI 関係者向け及び高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針

3. これらの指針は、高度な AI システムの最近の進展に対応して、既存の OECD AI 原則を基礎とする「生きた文書」として議論され、詳述された原則の非網羅的なリストである。「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」は、「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際指針」を組み込み、基礎としたものであり、前述のとおり、高度な AI システムの設計、開発、導入、提供及び利用をカバーするために、適用可能

¹ https://www.soumu.go.jp/main_content/000912746.pdf

² https://www.soumu.go.jp/main_content/000912748.pdf

³ https://www.oecd-ilibrary.org/science-and-technology/g7-hiroshima-process-on-generative-artificial-intelligence-ai_bf3c0c60-en



かつ適切な場合には、全ての AI 関係者に適用されるべきである。これらの国際指針は、全ての AI 関係者がこれらの技術によってもたらされる利益を獲得し、機会と課題に対処することへの支援を意図している。これらの指針の適用は、AI システムのリスクと AI 関係者の役割に見合ったものであるべきである。これらの指針は、高度な AI システムに関するより持続的(かつ/又は)詳細な規制やガバナンス体制を構築する際に、リスクベースのアプローチに従って、我々の政策決定の取組に情報を提供しうる。

4. オープンソース化された高度な AI の利用者は、関連する指針の適用を免除されていない。

III. 高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範

5. 「高度な AI システムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」は、高度な AI システムにおける最近の進展に対応して、既存の OECD AI 原則に基づいて構築される「生きた文書」として議論され、精緻化された行動と勧告の非網羅的なリストであり、これらの技術によってもたらされる利益の獲得とリスクと課題への対処を支援することを意図している。我々は、この国際行動規範を支持する声明を既に発出している組織を歓迎し、幅広い支持を得るために、より多くの組織への働きかけを継続する。

IV. プロジェクト・ベースの協力

6. 我々は、OECD、GPAI、UNESCO 及びその他のパートナーが、信頼を促進し偽情報の拡散に対抗するための革新的なアイデアを提示し検証することを目的とした「生成 AI 時代の信頼に関するグローバル・チャレンジ」([globalchallenge.AI](https://www.globalchallenge.ai))を推進するための協力的な取組を歓迎する。また、我々は、今後創設される GPAI 東京センターが支援するプロジェクトを含め、広島 AI プロセスの成果の実装支援に貢献する生成 AI に関するプロジェクトも歓迎する。
7. 特に、プロジェクトベースの協力が、以下の技術や概念の評価の促進に貢献することを期待する：
 - 利用者がコンテンツの発信者を特定できるようにするための、信頼性の高いコンテンツ認証および来歴管理メカニズム
 - コンテンツが AI によって生成されたものであることを利用者に理解させるためのラベリングメカニズム

8. 我々は、リスクを軽減しつつ、世界中の公益のためにこの技術による利益を最大化し G7 外のパートナーと共有するための共同の取組に関する協力を促進し、深化させる予定である。これらの取組には、以下のものが含まれる。

・AIに関する米国—EU 行政協定

[The European Union and the United States of America strengthen cooperation on research in Artificial Intelligence and computing for the Public Good | Shaping Europe's digital future \(europa.eu\)](#)

・開発のための AI に関する米国・英国・カナダのドナー・パートナーシップ

[UK unites with global partners to accelerate development using AI - GOV.UK \(www.gov.uk\)](#)

全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針

1. 我々は、安全、安心、信頼できる AI を適切かつ関連性をもって推進する上での、全ての AI 関係者の責任を強調する。我々は、ライフサイクル全体にわたる関係者が、AI の安全性、安心、信頼性に関して、異なる責任と異なるニーズを持つことを認識する。我々は、全ての AI 関係者が、自らの能力とライフサイクルにおける役割を十分に考慮した上で、「高度な AI システムを開発する組織の向けの広島プロセス国際指針(2023 年 10 月 30 日)」⁴を読み、理解することを奨励する。
2. 「高度な AI システムを開発する組織の向けの広島プロセス国際指針」の以下の 11 の原則は、高度な AI システムを開発する組織にのみ適用可能な要素もあることを認識しつつ、高度な AI システムの設計、開発、導入、提供及び利用をカバーするために、全ての AI 関係者に対し、適時適切に、適切な範囲で、適用されるべきである。
 - ① AI ライフサイクル全体にわたるリスクを特定、評価、軽減するために、高度な AI システムの開発全体を通じて、その導入前及び市場投入前も含め、適切な措置を講じる
 - ② 市場投入を含む導入後、脆弱性、及び必要に応じて悪用されたインシデントやパターンを特定し、緩和する
 - ③ 高度な AI システムの能力、限界、適切・不適切な使用領域を公表し、十分な透明性の確保を支援することで、アカウントビリティの向上に貢献する
 - ④ 産業界、政府、市民社会、学界を含む、高度な AI システムを開発する組織間での責任ある情報共有とインシデントの報告に向けて取り組む
 - ⑤ 特に高度な AI システム開発者に向けた、個人情報保護方針及び緩和策を含む、リスクベースのアプローチに基づく AI ガバナンス及びリスク管理方針を策定し、実施し、開示する
 - ⑥ AI のライフサイクル全体にわたり、物理的セキュリティ、サイバーセキュリティ、内部脅威に対する安全対策を含む、強固なセキュリティ管理に投資し、実施する
 - ⑦ 技術的に可能な場合は、電子透かしやその他の技術等、ユーザーが AI が生成したコンテンツを識別できるようにするための、信頼できるコンテンツ認証及び来歴のメカニズムを開発し、導入する

⁴ https://www.soumu.go.jp/main_content/000912746.pdf

- ⑧ 社会的、安全、セキュリティ上のリスクを軽減するための研究を優先し、効果的な軽減策への投資を優先する
- ⑨ 世界の最大の課題、特に気候危機、世界保健、教育等(ただしこれらに限定されない)に対処するため、高度な AI システムの開発を優先する
- ⑩ 国際的な技術規格の開発を推進し、適切な場合にはその採用を推進する
- ⑪ 適切なデータインプット対策を実施し、個人データ及び知的財産を保護する

3. また、AI 関係者は第 12 の指針に従うべきである

- ⑫ 高度な AI システムの信頼でき責任ある利用を促進し、貢献する。

AI 関係者は、高度な AI システムが特定のリスク(例:偽情報の拡散に関するもの)をどのように増大させるか及び／又は新たなリスクをどのように生み出すかといった課題を含め、自分自身そして必要に応じて他者のデジタル・リテラシー、訓練及び認識を向上させる機会を求めべきである。

全ての関連する AI 関係者は、高度な AI システムの新たなリスクや脆弱性を特定し、それに対処するために、必要に応じて、協力し情報を共有することが奨励される。